

碧 水

第 73 号

平成 7 年 (1995 年) 7 月

静岡県水産試験場

〒425 焼津市小川汐入 3690

TEL (054) 627-1815

FAX (054) 627-3084

海洋牧場を新しい武器として

最近「つくり育てる漁業」とか「資源管理型漁業」というのが、盛んに唱えられていますが、その抽象的かつ理想的将来像としてイメージされているのが「海洋牧場」といえます。

一口に「海洋牧場」といっても、その定義は人によってさまざまであり、広い意味で、「広い海域を利用し、魚介類の行動を制御しながら、発生から捕獲までを管理する漁業システム」(上北征男、1992、水産の研究)とするものもあれば、狭い意味で、「栽培漁業が農産物の栽培をイメージし、水産資源を人為的に育成してこれを漁獲することを考えたのに対し、牧畜業をイメージし、自然の中に飼養しておき、必要に応じて漁獲する漁業形態。養殖のように小さな囲いの中で飼うのではなく、大きな水域(湾、入江など)に種苗を放流し、自然の生産力を利用するとともに、餌付けも行う。どう漁獲するかが問題となるが、音などで条件付けをしており、必要に応じて集める実験も開始されている。」(日本水産学会、1989、水産学用語辞典、恒星社厚生閣)のように、いわゆる「音響馴致」のようなものだけに限って使われる場合もあります。

ここでは、とりあえず前者つまり広い意味での「海洋牧場」の定義にしましょう。

全国的に「海洋牧場」の動きが活発になったのは、(社)マリノフォーラム21(日本の200海里的漁業開発を進める会)が設立された昭和61年前後のことで、大分県の「マダイの海洋牧場」(音響馴致)や高知県の「黒潮牧場」(浮魚礁)

は、当時マスコミにも盛んに紹介されました。

その後、マリノフォーラム21を中心とし、漁業団体、民間企業、地方公共団体等の協力によって、漁業施設、機器等ハード面での「新技術」の研究開発が進み、全国各地で多様な「海洋牧場」施設が設置されるようになってきました。

静岡県では、沿岸漁場整備開発事業(沿整)による魚礁設置事業、増養殖場造成事業などの漁場開発つまり広い意味での「海洋牧場」の開発は、昭和51年以降各地で続けられてきましたが、全国で話題になっているような「海洋牧場」施設の設置は、昭和61年西伊豆町田子湾におけるマダイの音響馴致施設が初めてで、以来実験は継続されていますが、その後大きな施設の設置はありませんでした。

水産試験場では、昨年7月、「静岡県海洋牧場構想ワークショップ」を設置し、本県における「海洋牧場構想」づくりの作業が始まりました。

また、その作業と併行して、水産課では「駿河湾沿岸域高度利用推進調査」という調査をマリノフォーラム21に委託して実施し、海洋観測システム、音響馴致システム、浮魚礁システム、及び深層水利用システム(汲み上げ型及び湧昇流発生型)について、それぞれの技術の現状を取りまとめ、駿河湾沿岸域を始めとする本県海域への導入の可能性等を検討しています。

これらの結果については、別の機会にご紹介できると思いますが、本県でもいよいよ「海洋牧場」への本格的な取組みが始まったといえま

しょう。

総じて、施設、機器等ハード面での技術レベルは飛躍的に向上しており、その点の心配はあまりありませんが、事業化にあたっては、クリアしなければならない多くの課題が山積しています。共通する問題としては、

- ①効果の予測 … 投資額に見合った効果が得られるか、また、最大の効果が得られる適地の選定。
 - ②施設の維持・管理 … 誰が管理し、どこが経費を負担するか。
 - ③海面利用調整 … 関連漁業、遊漁、海上保安庁などとの調整。
- などがあり、多くは技術以外の問題です。

「沿岸漁場の有効利用」は、200海里時代を生き抜く本県漁業の最大のテーマです。そのために、「海洋牧場」を新しい武器として上手に利用し、漁業への投資拡大を図っていくことが、ジリ貧気味の本県漁業に活を入れる一つの戦略といえます。

最後に、具体的戦術を考えるに際して大事なことは、他県の模倣ではなく、本県の自然条件、漁業実態に合った「海洋牧場」の開発であり、それは単に今はやりの「新技術」の導入だけに限ったものではなく、従来からの漁場造成技術や資源管理技術、あるいは種苗放流を有機的に絡めた総合的な「海洋牧場」の開発が望まれます。
(漁業開発部 幡谷雅之)

水産加工業の窒素、磷の排水実態調査から

海域の富栄養化を防止することを目的に、平成5年10月から全国の閉鎖性水域へ1日50トン以上の排水を排出する事業場に対して、従来のpH（水素イオン濃度）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、大腸菌群数などの他に、窒素、磷の排出量も新たに規制されることになりました。

もちろん従来の規制も、水域の汚濁を防止するために、流入する有機物を主とする汚れの量を、CODという尺度で制限していました。にもかかわらず内湾等では赤潮の発生等に見られるような富栄養化が進行しつつあります。これは、従来のCODによる規制では、排水処理によって有機物としての汚れの量は削減できても、有機物が分解した形の、また、富栄養化の要因物質である窒素、磷の流入量はなかなか削減できないからです。このように背景から窒素、磷の規制が加わることとなりました。

平成10年9月までは、それぞれの業種ごとに定められた暫定排水基準が適用されますが、平成10年10月からは日間平均値で総窒素60mg/L以下、総磷8mg/L以下、日間最大値で総窒素120mg/L以下、総磷16mg/L以下の一律の排

水基準が適用されます。

静岡県では浜名湖が閉鎖性水域として指定され、水産関係では浜松市のウナギ加工場と浜名郡舞阪町の塩蔵加工場の2つの事業場が規制対象となりました。

このような状況を背景に、水産庁では、現状の排水が規制に適合しているかを把握すること、また、現在では閉鎖性水域に限られてる規制が、今後、さらに他水域にも適用された場合などに備えての排水処理システム開発研究の参考とするための調査を、全国の主な水産加工業を対象にして実施することになりました。

静岡県でも水産庁の委託を受けて、今回の規制対象となる浜名湖地区のウナギ加工業、塩蔵加工業をはじめ、静岡県特産のシラス塩干加工業、アジ塩干加工業、かつお節加工業、かつおなまり節加工業、さば節加工業、水産缶詰加工業のそれぞれ1～2工場について、その総合排水中の総窒素、総磷の濃度をはじめとする水質と、それらの加工工程ごとの起源について年2～3回ずつ調査しました。

紙面の都合もあり、その結果の概要についてのみ述べてみたいと思います。

ウナギ加工業……ウナギを割いた後の清掃水、白焼き、蒲焼き工程から出る蒲焼き機械の冷却水、油分除去のための三層分離槽の前後の水、活性汚泥処理された水を調べました。各工程を経て排出される水の総窒素、総磷は、それぞれ、すべて50mg/L以下、4mg/L以下で基準値を大きく下回っていました。

塩蔵加工業……塩辛の原料となる冷凍タコ、イカの解凍水、解凍場の洗浄水、タコ、イカを加工する時の水、作業終了時の清掃水、排水処理装置の前後の水を調べました。解凍水の総窒素、総磷の平均が、それぞれ、4,370mg/L、537mg/Lと最も大きい値を示しました。加工時の水の総窒素、総磷の平均は、それぞれ、156mg/L、20mg/Lで、解凍水に比べて4%以下でしたが、使用水量が多いことから全工程での総負荷量に占める割合は50%以上でした。

シラス塩干加工業……浜名郡舞阪町地区の加工場を調べました。原魚の洗浄水、煮熟釜の水、総合排水口の水を調べました。水洗水の総窒素、総磷の平均は、それぞれ67mg/L、24mg/Lでした。これに対して煮熟水の総窒素、総磷の平均は水洗水の値の10倍以上でした。全加工工程における負荷量を比べると、煮熟工程での窒素、磷の負荷量は水洗工程での負荷量の約2倍でした。

アジ塩干加工業……沼津地区の加工場を調べました。原料の凍結アジノ解凍水、アジを開き血合い肉を洗った水、活性汚泥処理装置の前後の水を調べました。総窒素は最も高い水洗水でも平均135mg/L、総磷は最も高い解凍水でも平均27mg/Lでした。活性汚泥処理された水の総窒素、総磷の平均は、それぞれ17mg/L、5mg/Lで問題はありませんでした。

かつお節加工業……焼津地区の加工場を調べました。凍結カツオの解凍水、解体作業中の水、煮熟水、水骨抜き作業の水、作業終了時の清掃水、活性汚泥処理排水を調べました。煮熟水が最も総窒素、総磷が多く、平均で、それぞれ2,610mg/L、599mg/Lでした。なお、か

つお節の煮熟水は排出されず、カツオエキスとして利用されています。解体水の総窒素、総磷の平均の濃度は煮熟水の20%あるいは10%ですが、負荷量でみると使用水量が多いことから解体水の窒素、磷の負荷量は全加工工程のうちの50%あるいは36%を占めています。処理排水の総窒素、総磷の平均は、それぞれ155mg/L、35mg/Lで日間平均値の2倍あるいは4倍でした。

かつおなまり節加工業……焼津地区の加工場を調べました。かつお節加工業と同じ水を調べました。解凍水、解体水、水骨抜き作業の水、清掃水の総窒素、総磷の平均はかつお節加工業の場合のほぼ半分となっています。また、煮熟水の総窒素、総磷はかつお節加工業の25%あるいは30%となっています。かつお節加工業に比べてかつおなまり節加工業では扱う原魚量が少ないことによるものと思われます。

さば節加工業……沼津地区の加工場を調べました。原料サバの洗い水、煮熟水、油除去のための三層分離槽の前後の水、希釈して排出される水を調べました。総窒素、総磷の平均が最も高かったのは煮熟水で、それぞれ3,870mg/L、844mg/Lでした。希釈されて排水されている水は平均で、それぞれ371mg/L、71mg/Lで基準値をかなりオーバーしていました。今のところ使用される水量が少ないのですぐに規制を受けることはないでしょうが、何らかの対策が必要でしょう。

水産缶詰加工業……焼津地区の加工場を調べました。原料マグロの解凍水、解体作業中の水、缶を洗う水、工場清掃水、排水処理装置の前後の水を調べました。総窒素、総磷の平均が最も高かったのは解体作業中の水で、それぞれ628mg/L、66mg/Lでした。総合排水はきれいで、平均で、それぞれ17mg/L、2mg/Lと問題はありませんでした。

最後に、調査に御協力頂いた各工場の方々に厚くお礼申し上げます。

(利用普及部 上村信夫)

漁業とマリーンレジャーについて

今、漁業とマリーンレジャーについての問題が、全国でおきている。商売と遊び、このことが問題の根本にあると思う。漁業者は、昔から海を、生活の場として生きてきているので、海をして魚は自分達の物であると言う考えが多分にあると思います。この考え方が、悪いとは思いません。でも、時代の流れとしては、海は国民皆のものであると言う考え方が主流を占めていると思います。

自然にできた海なのだから、だれでも好きに魚を釣って、ボート等を使い回しても良いだろうと言う考えを持っている人たちが、いることは事実であります。漁師ばかりの海ではないと言って、漁業権に、対抗して海遊権なるものを主張する者も出てきている。

このように、漁業者とマリーンレジャーをやる人たちは、考え方が正反対であるが、いつまでもこの様なことをしていても、しかたないと思う。ここは、漁業者の方が先に一步譲って、自治体に中に入ってもらい、海面利用の方法を協議していったほうが良いと思う。

なぜ、先に漁業者の方から提案しなければならないか、という人達もいると思うが、海と漁業のことをよく知っている漁業者こそ、海面利用の協議のときに、有効な考えを提案でき、それをもとに漁業者の意見や夢も主張しやすくなると考えます。

マリーンレジャーをやる人達は、自分達のこれから遊ぶところの海の状況、漁具と漁場についての知識があまりにも乏しいと思います。

今、この地区では、何の漁業をやっており、何時に出港し何時ごろ帰港するのか、そして漁具がどのような形になって海面にあるのか、この様な情報は遊びでは海面を利用する場合でも知っておいてもらいたい。こちらからも情報を流してゆくべきだと考えています。

この様な情報を知っていれば、海難事故や、漁業者とのトラブルもかなり減るのではないかと思います。

そのためにも、海難事故や漁業者とのトラブルを未然に防ぐために各地区、各漁協でマリーンレジャー関係者との海面利用の協議機関を一刻も早く、設置しなければと思います。

事故が起きてからでは遅いのだから！

マリーンレジャーの普及は、各地で問題となっている漁港内の不法係留にも繋がっていると思います。この問題もいっしょに協議して行きたいと思います。

みんなにとって夢のある楽しい海は、漁師にとっても明日の生活の場であると同時に、やはり夢のある場所であると思います。

(静岡漁業協同組合

青年漁業士 斎藤政和)

平成6年度沿岸漁業改善資金の貸し付け状況について

平成6年度の沿岸漁業改善資金の貸付け状況は、件数、金額とも中部、東部地区で多く、細目別には、自動航跡記録装置およびGPS受信機が多くなっています。この機器の原理は、最

近流行のカーナビゲーションシステムと同じで、人工衛星からの信号をキャッチし、陸から離れても、濃霧でも、現在位置が特定できます。自動航跡記録装置は更に、今まで通ってきた道筋

を正確に記録できる、という機能を持っています。ロラン局の変更に伴い、今でのロラン受信機が使用できなくなったこと、シラス漁場がより沖合に移ったことによる理由もありますが、

やはり安全、便利なのが普及につながったのでしょう。

(利用普及部 鈴木 晶子)

平成6年度 沿岸漁業改善資金貸付状況一覧表

資金	種類	種目	東 部		沼 津		中 部		西 部		全 計							
			件	事業費 千円	貸付額 千円	件	事業費 千円	貸付額 千円	件	事業費 千円	貸付額 千円	件	事業費 千円	貸付額 千円				
経費等 改善資金	操船作業省力化 機器等設置資金	自動操舵装置	1	1,591	1,000			2	1,599	1,599			3	3,190	2,609			
		遠隔操縦装置	1	1,083	500									1	1,083	500		
		自動航跡記録装置	3	2,778	2,161			19	13,200	13,114	3	2,120	2,120	25	18,098	17,385		
		レーダー						5	3,151	3,133	2	1,233	1,233	7	4,384	4,366		
		G P S 受信機	25	12,128	12,028	2	460	380	6	2,075	2,072	9	2,307	2,228	43	16,970	16,708	
		小 計	31	17,580	15,689	2	460	380	32	20,025	19,918	14	5,660	5,581	79	43,725	41,588	
	漁ろう作業省力 化機器等設置 資金	動力式つり機						3	1,200	1,200				3	1,200	1,200		
		ラインホーラー																
		ネットホーラー						3	2,925	1,800				3	2,925	1,800		
		動力式網まき機																
		カラー魚群探知機	5	4,445	4,136	2	854	678	12	9,768	9,346	6	4,830	4,272	25	19,957	18,432	
		海水冷却装置	2	2,266	1,422				1	1,300	800				3	3,566	2,222	
		小 計	7	6,711	5,568	2	864	678	19	15,183	13,146	6	4,890	4,272	34	27,648	23,664	
	補機関等駆動 機器等設置資金	補 機 関																
		吐 吐 装 置	1	958	950				2	1,555	1,534				3	2,513	2,484	
		小 計	1	958	950				2	1,555	1,534				3	2,513	2,484	
	漁船衝突防止機 器等購入等資金	無 線 電 話	5	1,191	1,103	4	797	790	10	2,285	2,201	3	706	700	22	4,979	4,794	
		小 計	5	1,191	1,103	4	797	790	10	2,285	2,201	3	706	700	22	4,979	4,794	
			計	44	26,440	23,300	8	2,121	1,848	63	39,048	36,789	23	11,256	10,553	139	78,865	72,500
	青年漁業者 育成確保 資金	漁業経営開始 資金	沿岸漁業の経営 開始費用	1	4,500	4,500								1	4,500	4,500		
			小 計	1	4,500	4,500								1	4,500	4,500		
		計	1	4,500	4,500									1	4,500	4,500		
	合 計			45	30,040	27,800	8	2,121	1,848	63	39,048	36,789	23	11,256	10,553	139	83,365	77,000

クジラやイルカ、ウミガメなど 海産保護動物の取扱いについて

〔クジラやイルカ〕

わが国周辺海域には昔から豊かな海が広がり、私たちは漁業の発達とともに様々な海の恵みを楽しんできました。沿岸捕鯨ではクジラが一頭捕れば七つの浦が潤うと言われた時代があり、食文化としても重要な地位を占めてきました。

しかし、昭和40年代後半には世界的規模で環境問題が取り上げられ、かけがえのない地球を環境破壊から守ろうというスローガンに共鳴し、クジラを平和のシンボルとして「クジラを救え!」の大合唱が起き、国際捕鯨委員会（IWC）でもこの問題を大きく取り上げるようになりました。

そしてついには、平成6年5月の国際捕鯨委員会（IWC）総会で公海における商業捕鯨の全面禁止、南氷洋捕鯨を禁止するサンクチュアリ（聖域）設定等が採択されました。

現在、日本に残されている捕鯨はIWC公認の調査捕鯨を別にすると、ツチクジラなどイルカを含む小型鯨類だけになっています。このイルカを含む小型鯨類においても国際的な保護機運の高まりの中で、平成4年にはIWCからイルカの捕獲制限の勧告が出されました。水産庁ではこれを受け、同年からイルカの種別別捕獲頭数を規制する方針を導入し、イルカ漁を実施している8道県に対して通知を行いました。

静岡県では現在伊東市漁協等、二つの漁協にイルカ追い込み漁を許可していますが、水産庁の通知によりますと、静岡県の割り当て数量はスズイルカ70頭、バンドウイルカ75頭、アラリイルカ455頭の合計600頭ということです。しかし実際には、国際世論や漁獲対象種の捕獲頭数制限等で、現在では数十頭程度の漁獲にとどまっているのが現状です。こうしてかつては国民の重要な蛋白源であり、また食文化の象徴でもあったクジラやイルカは、次第に私たちの食卓から姿を消すこととなりました。

それでは、海に囲まれたわが国において、とりわけ静岡県の海で、保護を加えなければならぬとされるこれら小型鯨類が弱ったり死んでいるところを見かけたらどう対処すればよいのでしょうか。以下に水産庁の指導方針等に基づき、対処法について記述しますので、参考にして下さい。なお、水産庁の通達（平成3年3月）は種類ごとに細かな指示がありますが、ここでは一般的な対応にとどめることとします。

- 1 混獲や坐礁等発見時に生きているものについては、速やかに海に戻し、死んでいるものについては、埋没、焼却等適切な処理を行うこと。
- 2 なお、イルカを食する習慣のある地域においては、発見時に既に死んでいることを前提として、アカボウ、シャチ、スナメリ等、数種の貴重種を除き、例外的に地元消費が認められる。但し、販売は行えない。
- 3 イルカの死体を発見した場合及び湾内への迷い込みを発見した場合は、漁業協同組合を通じて県の水産担当部局に報告すること。また、県は所定の様式により水産庁沿岸課に報告すること。

なお、平成5年には、セーブ・ザ・マリン・マンマール（小型鯨類等救出事業）という国の補助事業が実施されることとなり、漁協を事業主体として保護、救出や埋没、焼却といった処理費用に対して予算の範囲内において2分の1までの補助が出されることになっています。

〔ウミガメ〕

ウミガメは、日本では産卵の使いといわれるくらいで、むしろ大切にされてきた海の動物かもしれません。しかし、地域によっては卵や親ガメを食用にするところもあり、数が減って保護を加える必要のある動物として近年注目を浴びるようになりました。新聞紙上でワシントン

条約という言葉が聞かれた方も多いかと思いますが、これは野生動植物の絶滅の恐れのある種の国際取引に関する条約のことをいい、保護の必要の強弱によりその規制基準を三段階に分けて定めています。一時保護団体から水産資源として貴重なクロマグロを保護対象種として扱うよう働き掛けがあり、大問題となったことがありました。このワシントン条約によってウミガメ類も厳しい規制を受けており、例えば、ベッコウで有名なタイマイも絶滅の恐れがあるということで現在商業取引が全面的に禁止されています。しかし、わが国の領海及び漁業水域からの持ち込みについてはワシントン条約上の制限が及ばないため、何等かの保護策が必要とされてきました。

ウミガメは、採捕を目的としない場合でも、船びき網や定置網にかかったりしてむしろ漁業の障害になることもあります。そんな時には昔からの風習で酒を飲まして逃がすところもあるようです。

また、日本では太平洋岸のいくつかの県がウミガメの産卵地になっていますが、静岡県もその代表県の一つになっています。そこで、水産庁では日本でも野生動物の保護に力を入れていることを示す必要もあり、産卵場を有する各県に対し、海区漁業調整委員会の指示により、ウミガメの採捕を禁止するよう通達を出しました。

そこで、静岡県ではこれを受け、平成4年から毎年このウミガメ採捕の禁止に関する委員会指示を出しています。当初は、アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイのほか、オサガメやヒメウミガメも対象になっていましたが、後の2種類は水産資源保護法に基づく保護が加えられることになったので、委員会指示に基づく種類からは現在外されています。

また、静岡県では遠州灘から御前崎に至る砂浜地域が特にアカウミガメの産卵地となっていることから、浜松市では市の天然記念物として、また御前崎町のウミガメについては国の天然記念物としてそれぞれ指定され、保護されています。しかし、それでも時には卵の盗掘が発生するなど、より一層の周知徹底が必要とされています。

そこで、以下に静岡県漁業調整委員会の指示を記載し、取扱い上の注意とさせていただきます。

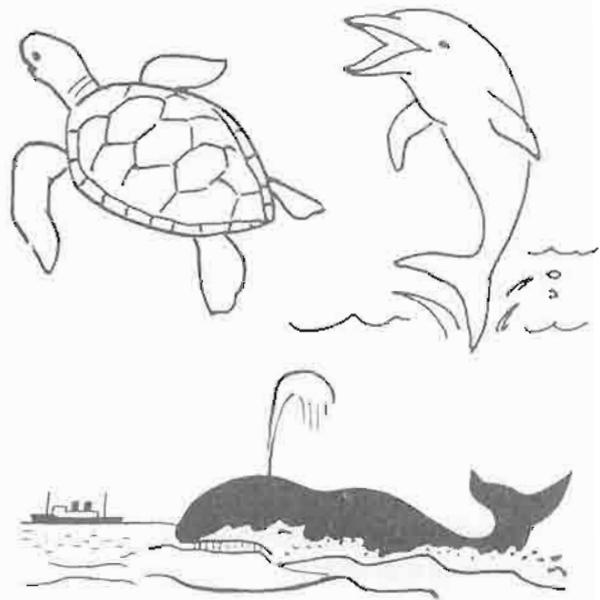
- 1 この指示において、ウミガメ等とはウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ）及びその卵をいう。
- 2 静岡県において、ウミガメ等を採捕してはならない。ただし、3に掲げる目的で採捕する場合であって、静岡県漁業調整委員会の承認を受けたものについては、この限りではない。
- 3 承認の対象となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 試験研究の用に供しようとするもの
- (2) 増殖の用に供しようとするもの

これには、「採捕したウミガメ等（標本及びはく製を含む）は販売してはならない」や「目的以外の採捕はしてはならない」などの制限条件が設けられています。なお、承認証は、現在県下のいくつかの保護団体や学校関係者に対して交付されています。

もし、死んだり弱ったりしたウミガメを見つけた場合は、基本的には小型鯨類の取扱いに準ずることになりますが、その時には最寄りの水産試験場や県の水産課にご連絡ください。

（水産課調整船舶係 村中文夫）



生きているラブカ！

4月13日夜、原沖で操業したサクラエビ漁船清福丸（約6トン）〔大井川町漁協所属〕の漁獲物の中から生きているラブカが発見されたという情報が、大井川町漁協から寄せられました。全長145cm、体重5.2kgのオスでかなり成熟していました。

水産試験場での飼育は困難と考え、東海大学の海洋科学館へ収容をお願いしました。

（漁業開発部 安井 港）



日 誌

（平成7年4月～6月）

月 日	事 柄
4. 12	駿河湾高度利用調査検討会（静岡市）
18	平成7年度水産業改良普及担当者会議 （焼津市）
26	平成7年度水産業改良普及推進会議（焼津市）
5. 5	用宗港しらす祭り（静岡市）
17	榛南地域栽培推進協議会（吉田町）
17～18	平成7年度水産利用加工研究推進全国会議 （横浜市）
16	県漁業協同組合青壮年部連合会総会（静岡市）
30	県漁業協同組合婦人部連合会総会（静岡市）
6. 14	トヨタ県調査部会（静岡市）
8～9	第167回技術連絡協議会（舞阪町）

調査船の動き

（平成7年4月～6月）

	調査内容	期 間
富 士 丸	第1次航 近海カツオ調査	7年4月11日～4月17日
	第2次航 ビンナガ、カツオ調査	5月17日～6月29日
	第3次航 ビンナガ、カツオ調査	6月26日～
駿 河 丸	披露航海……伊勢参り	4月 4日～7日
	サクラエビ漁具調整	11日
	科学魚探調整	13日～14日
	地先定線観測	17日～21日
	海底地形探査	24日
	地先定線観測	5月 8日～10日
	水質調査	15日
	R〇V調査	18日～19日
	海底地形探査	23日～24日
	海底地形探査	25日～26日
	サクラエビ調査	30日～31日
	サバ漁場調査	6月 1日～2日
	地先定線観測	6日～8日
	ガザミ調査	12日～13日
	魚探調整	15日～16日
海底地形探査	19日～22日	
魚礁調査	27日～28日	
サクラエビ調査	29日～30日	

編集後記

県漁業士会会長でもある斎藤政和さんには、シラス船びき網漁業が真っ盛の一番忙しい時に「漁業とマリーナレジャー」ということでご投稿頂き、ありがとうございました。

また、小型鯨類やウミガメなどが国際的な保護機運の高まる中で、市町村などからはこれらが湾の中に迷い込んだり、死んで浜に打ち上げられたものの処理に困り、沖に押し出すのか浜に引き上げてもいいのか、一体どうしたらいいのかという問い合わせで、水産課の担当係に取扱いを教えてください旨お願いしたところ、早速お示し下さったので、広く知って頂きたく掲載しました。

それにしても、あんなにうまいクジラやイルカが、見るだけになってしまうとは、おぞい世の中になったものだ。

（平井）